

新規上場申請のための四半期報告書

ニューラルポケット株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年 8 月 3 日
【四半期会計期間】	第 3 期第 2 四半期(自2020年 4 月 1 日 至2020年 6 月30日)
【会社名】	ニューラルポケット株式会社
【英訳名】	Neural Pocket Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重松 路威
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	03-5157-2345
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 財務管理部長 染原 友博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	03-5157-2345
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 財務管理部長 染原 友博

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	3
第2【事業の状況】	4
1【事業等のリスク】	4
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	10
第4【経理の状況】	11
1【四半期財務諸表】	12
2【その他】	16
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	17
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 3 期 第 2 四半期 累計期間	第 2 期
会計期間		自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 6 月 30 日	自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 12 月 31 日
売上高	(千円)	327,149	311,491
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	45,037	△139,103
四半期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	44,892	△139,393
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000
発行済株式総数			
普通株式		13,369,000	10,114
A 1 種優先株式	(株)	—	1,376
A 2 種優先株式		—	667
B 種優先株式		—	1,212
純資産額	(千円)	670,752	625,860
総資産額	(千円)	1,290,391	1,056,928
1 株当たり四半期純利益又は 当期純損失 (△)	(円)	3.36	△10.59
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益	(円)	—	—
1 株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	52.0	59.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	19,451	△198,747
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△50,625	△46,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	184,473	860,568
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高	(千円)	979,078	825,778

回次		第 3 期 第 2 四半期 会計期間
会計期間		自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月 30 日
1 株当たり四半期純利益	(円)	1.54

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 2020年 3 月 27 日開催の取締役会決議により、2020年 4 月 15 日付で株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っているため、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。
6. 2020年 4 月 24 日付ですべての A 1 種優先株主、A 2 種優先株主及び B 種優先株主から取得請求権の行使を受けたことにより、すべての A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及び B 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該 A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及び B 種優先株式 1 株につき、それぞれ普通株式 1 株を交付しております。また、当社が取得した A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及び B 種優先株式のすべてについて、2020年 4 月 27 日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。これにより、発行済株式数は普通株式 13,369,000 株となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

（1） 財政状況及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間の日本経済は、昨年末から始まった新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けました。4月7日に7都府県に発令された緊急事態宣言は、16日に全都道府県にまで拡大されました。大きく外出を制限される環境下、在宅勤務の需要が急拡大しました。また、外出が制限される中でも経済を動かし、コロナウイルスとの共存を前提とした新しい社会を創る”ウィズコロナ（With Corona）”が事業展開のキーワードになりました。

当社は、そうした社会の急速な変化に柔軟に応えながら、事業を進めております。スマートシティ関連サービスでは、4件の新規契約が開始いたしました。中長期的に安定的な収益が見込めるサービスとなります。その他、複数の新規分野においてサービス開始に向けた検討が継続しております。

サイネージ広告関連サービスでは、緊急事態宣言下において、機器の設置先である商業施設の閉鎖などの影響もありましたが、緊急事態宣言解除に伴い、新規設置及び稼働が再開しております。

ファッショントレンド解析関連サービスでは、新規契約案件が1件増加いたしました。前事業年度と同様に、当社の安定的な収益基盤となっております。当社サービスを活用する顧客であるアパレルブランドのプロパー消化率向上に資するサービスを継続的に提供してまいります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は327,149千円となり、営業利益52,399千円、経常利益45,037千円、四半期純利益は44,892千円となりました。

なお、当社の事業セグメントはAIエンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（資産の部）

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,117,182千円となり、前事業年度末に比べ197,324千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が増加したこと等により現金及び預金が153,299千円増加したこと及び売上高の増加に伴い受取手形及び売掛金が38,555千円増加したことによるものであります。この結果、総資産は、1,290,391千円となり、前事業年度末に比べ233,462千円増加いたしました。

（負債の部）

当第2四半期会計期間末における流動負債は506,813千円となり、前事業年度末に比べ190,565千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、619,638千円となり、前事業年度末に比べ188,570千円増加いたしました。

（純資産の部）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は670,752千円となり、前事業年度末に比べ44,892千円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高(以下「資金」という。)は、前事業年度末より153,299千円増加し、979,078千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加は19,451千円となりました。主な要因といたしましては、税引前四半期純利益45,037千円及び売上債権の増加38,555千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動の結果、使用した資金は50,625千円となりました。主な支出要因は、無形固定資産の取得による支出49,847千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動の結果、獲得した資金は、184,473千円となりました。これは短期借入金の純増額190,000千円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は49,600千円です。なお、当第2四半期累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,369,000	13,369,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	13,369,000	13,369,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

2020年4月27日臨時株主総会決議

決議年月日	2020年4月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 17
新株予約権の数(個) ※	233,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 233,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,394 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	2022年4月28日～2030年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,394 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 新株予約権証券の発行時(2020年4月27日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
 - (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
 - (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の株主総会（再編対象会社が取締役会設置会社である場合は、取締役会）の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記 3. に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権割当契約に定める新株予約権の取得条項に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月15日 (注) 1	普通株式 10,103,886 A 1 種優先株式 1,374,624 A 2 種優先株式 666,333 B 種優先株式 1,210,788	普通株式 10,114,000 A 1 種優先株式 1,376,000 A 2 種優先株式 667,000 B 種優先株式 1,212,000	—	100,000	—	471,437
2020年4月24日 (注) 2	普通株式 3,255,000	普通株式 13,369,000 A 1 種優先株式 1,376,000 A 2 種優先株式 667,000 B 種優先株式 1,212,000	—	100,000	—	471,437
2020年4月27日 (注) 3	A 1 種優先株式 △1,376,000 A 2 種優先株式 △667,000 B 種優先株式 △1,212,000	普通株式 13,369,000	—	100,000	—	471,437

- (注) 1. 2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
2. 2020年4月24日付ですべてのA 1 種優先株主、A 2 種優先株主及びB 種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA 1 種優先株式、A 2 種優先株式及びB 種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A 1 種優先株式、A 2 種優先株式及びB 種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。
3. 2020年4月27日開催の取締役会決議により、同日付で当社が保有するA 1 種優先株式、A 2 種優先株式及びB 種優先株式をすべて消却しております。

(5) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
重松 路威	東京都港区	10,000,000	74.80
UTEC 4 号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	1,074,000	8.03
株式会社SMBC信託銀行(特定運用 金外信託 未来創生2号ファンド)	東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア	698,000	5.22
株式会社オフィス千葉	東京都港区虎ノ門一丁目23番2-4310号	485,000	3.63
篠塚 孝哉	東京都渋谷区	309,000	2.31
ミシュースティン ドミートリ	東京都港区	294,000	2.20
シニフィアン・アントレプレナー ズファンド投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 オランダ ヒルズ森タワーRoP1104	199,000	1.49
SMBCベンチャーキャピタル4号投 資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲1丁目3番4号 三井住 友銀行呉服橋ビル	99,000	0.74
みずほ成長支援第3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	99,000	0.74
Deep30投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷二丁目40番13号	69,000	0.52
計	—	13,326,000	99.68

(注) 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長重松路威の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるオフィス重松株式会社が所有する株式数3,920,000株(29.32%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,369,000	普通株式 133,690	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,369,000	—	—
総株主の議決権	—	133,690	—

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—				

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	坂本 教晃	2020年4月27日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	825,778	979,078
受取手形及び売掛金	84,150	122,705
その他	9,929	15,399
流動資産合計	919,858	1,117,182
固定資産		
有形固定資産	31,676	28,985
無形固定資産	34,500	73,424
投資その他の資産	70,892	70,798
固定資産合計	137,070	173,208
資産合計	1,056,928	1,290,391
負債の部		
流動負債		
短期借入金	260,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	3,420	3,420
未払法人税等	290	145
その他	52,537	53,248
流動負債合計	316,247	506,813
固定負債		
長期借入金	114,820	112,825
固定負債合計	114,820	112,825
負債合計	431,067	619,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	847,875	847,875
利益剰余金	△322,014	△277,122
株主資本合計	625,860	670,752
純資産合計	625,860	670,752
負債純資産合計	1,056,928	1,290,391

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年6月30日)
売上高	327,149
売上原価	22,535
売上総利益	304,614
販売費及び一般管理費	※ 252,214
営業利益	52,399
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	97
その他	2
営業外収益合計	103
営業外費用	
支払利息	2,354
為替差損	39
株式公開費用	5,072
営業外費用合計	7,466
経常利益	45,037
税引前四半期純利益	45,037
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等合計	145
四半期純利益	44,892

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	45,037
減価償却費	10,588
受取利息	△3
支払利息	2,354
株式公開費用	5,072
売上債権の増減額(△は増加)	△38,555
前払費用の増減額(△は増加)	△3,045
未払金の増減額(△は減少)	△2,880
未払費用の増減額(△は減少)	△10,417
預り金の増減額(△は減少)	300
その他	15,173
小計	23,624
利息の受取額	3
利息の支払額	△3,886
法人税等の支払額	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,451
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△398
無形固定資産の取得による支出	△49,847
敷金及び保証金の差入による支出	△380
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	190,000
長期借入金の返済による支出	△1,995
株式公開費用による支出	△3,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,473
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	153,299
現金及び現金同等物の期首残高	825,778
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 979,078

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
給料及び手当	45,050 千円
研究開発費	49,600 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金	979,078千円
現金及び現金同等物	979,078千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自2020年1月1日 至2020年6月30日)

当社の事業セグメントは、AIエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	3円36銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	44,892
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	44,892
普通株式の期中平均株式数(株)	13,369,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注1) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 公募による新株式の発行(ブックビルディング方式による募集)

当社は、2020年7月10日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行を決議いたしました。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 415,000株 |
| (2) 払込期日 | 2020年8月19日 |
| (3) 募集方法 | 発行価額での一般募集とし、みずほ証券株式会社他8社が全株式を引受価額で買取引受いたします。 |
| (4) 申込期間 | 2020年8月13日～2020年8月18日 |
| (5) 調達資金の用途 | AIエンジニア等の採用費及び人件費に充当する予定です。 |

なお、発行価格は、募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年8月12日に決定する予定であります。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2020年7月10日開催の取締役会において、以下のとおりみずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式売出し（貸株人から借入れる当社普通株式86,700株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 発行株式の種類及び数 | 普通株式 86,700株 |
| (2) 申込期日 | 2020年9月23日 |
| (3) 払込期日 | 2020年9月24日 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 調達資金の用途 | 上記1.(5)の調達資金の用途と同じ |

なお、割当価格については、上記1の発行価格と同時に2020年8月12日に決定する予定です。

また、オーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月29日

ニューラルポケット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

中塚 亨



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

伊藤 裕之



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニューラルポケット株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第3期事業年度の第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ニューラルポケット株式会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年7月10日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して行う第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上